

お客様各位

平成27年6月1日

長雨の季節となりましたが、今年は梅雨入りが遅いようです。皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

この事務所通信も5周年を迎えることができ、これからも皆様に有用な情報をお伝えしていきます。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～渡切交際費について
3. 労働法規制～定年再雇用者の無期転換防止措置について
4. シリーズ～マイナンバー対策 その3

## 1. 今月の事務

労働保険の年度更新手続きが6月1日から受付開始され、7月10日までに申告・納付が必要になります。労働保険の年度更新は、①昨年4月から今年3月までに支払った給料総額を基に労働保険料を確定させ、「概算保険料」との差額を精算するための確定申告・納付と、②新年度の「概算保険料」を納付するための申告手続きの2つを同時にこなさなければなりません。

大変な作業であることには違いありませんが、①の精算した労働保険料は支払時に経費処理できますので、6月及び7月決算の会社にあつては、節税策として活用できます。

更に、社会保険の定時決定の提出期限が同じ7月10日です。こちらは今年4月から6月の給料の平均を基に計算・申告します。給料計算が終了してから申告期限まで時間が少ないため、通常は6月の給料計算を締めることに集中してしまうのですが、実はここで決定される標準報酬が非常に重要であり、給料1円の違いで標準報酬が変わることがあります。

そのため、標準報酬を下げて1年分の社会保険料を節約するには6月の給料で調整するしかないことに留意して下さい。

## 2. 税制解説～渡切交際費について

取引先の接待等に使用する交際費は税務上の経費として認められる限度額があるため、交際費を多額に使用する会社では限度額を超えないように、また、役員や従業員が立替払いした交際費の精算を省略するため、交際費相当額として役員や従業員に毎月定額を支給する渡切交際費の注意点をまとめました。

会社としては、渡切交際費は給与として経費処理できますが、支給された側の給与所得に計上されるため、実際に会社の交際費として使用していても、個人に所得税が課せられます。そのため、支給される者の同意を得るため、営業等のインセンティブとして渡すことが望ましいです。

そして、役員に支給する場合は「定期同額給与」として必ず通常の役員給与に合算して処理しなければ税務上は経費として認められません。また、会社によっては接待の機会が多くなる年末年始だけに渡切交際費を支給することも考えられますが、それが役員に対して支給される場合は、その金額は役員に対する臨時的な給与として取り扱われるため、その内容を事前に税務署長に届出（事前確定届出給与）していない限り、税務上の経費にすることはできないことに留意して下さい。

### 3. 労働法規制～定年再雇用者の無期転換防止措置について

平成25年の高齢者雇用安定法の改正に伴い、定年退職後も65歳までの雇用確保措置が強制適用されて2年が経過しました。

8割以上の会社は雇用確保措置として1年間の再雇用契約としていますが、実はこの1年契約は有期雇用特別措置法の規制対象となるため、仮に契約更新期間が5年を超えると無期雇用に転換されることになり、65歳を超えて無期雇用に逆戻りする事態が考えられていました。

これに対して法改正があり、定年雇用者については無期転換の対象外とすることが明記されました。

但し、無条件に対象外となるのではなく、県労働局に定年雇用者の雇用確保措置計画を届出て、認定を受ける必要があることに注意して下さい。仮に認定を受けずに無期転換を拒否すれば、「事業主都合による解雇」と同等の取扱いとなるため、助成金の支給要件に該当しなくなりますので。

### 4. シリーズ～マイナンバー対策 その3

マイナンバー導入に当たって、中小企業向けの確認事項が5月22日に内閣府より「マイナンバー導入チェックリスト」として公表されました。主な内容は次のとおりです。

＜担当者の明確化と番号の取得＞

- ・マイナンバーを実務で取り扱う社員の特定
- ・マイナンバーの取得の際の利用目的の伝達
- ・マイナンバー取得時の身元確認

＜マイナンバーの管理・保管＞

- ・マイナンバーが記載された書類を鍵のかかる棚や引き出しに保管
- ・パソコンのウィルス対策ソフトの更新、セキュリティ対策の確認
- ・退職や契約終了後のマイナンバーの記載された書類の廃棄処分

＜従業員の方への確認事項＞

- ・従業員の方への周知、マイナンバー通知カードの配布時期の連絡

確かに、従業員の数や取引先数、株主数によっては、クラウドシステムを活用したマイナンバーの「預かりサービス」など、新規にシステムを導入したほうがよいケースもあります。

しかし、無理に専用システムを導入する必要はないことが触れられており、工夫次第で管理方法を確立できれば、セキュリティシステム等の投資費用を抑え、自社内で十分に完結できそうです。

一番大切なことは従業員や関係者に対するマイナンバー教育であり、情報漏洩リスクを回避することが重要です。

夏から急速に忙しくなってくると思いますので、その準備は、そろそろ始めたいところです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>